

社会福祉法人 三福 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三福(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- 5 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 6 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 当法人の役員並びに評議員等に対する報酬は、評議員会において定める額とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第5条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び監事、評議員の報酬)

第6条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 4 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

- 第7条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

- 第8条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する金融機関口座へ振込む方法によるものとする。
- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

変更日 平成29年6月14日
変更日 令和元年6月17日
変更日 令和3年6月28日

別表1（出席報酬日額）

名称	報酬（実費弁償費を含む）
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
ただし、片道30kmを超える場合プラス2,000円	

別表2（勤務報酬等）

名称	報酬（実費弁償費を含む）
理事長業務報酬等	15,000円
理事及び評議員等業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	30,000円
監事監査報酬等	5,000円

別表3（旅費等）

名称	報酬1日	宿泊費・旅費
理事長 報酬及び旅費	20,000円	実費相当
理事・監事・評議員等 同	12,000円	実費相当